

主な支援措置メニュー

- **地域再生法に基づく支援** (※印はH30年改正で創設・拡充)
- ① **地方創生推進交付金**
 - ② 企業版ふるさと納税
 - ③ 地域再生支援利子補給金
 - ④ 企業の地方拠点強化の促進に係る課税の特例等※
 - ⑤ エリアマネジメント活動に係る負担金の徴収・交付(地域再生エリアマネジメント負担金制度)※
 - ⑥ 商店街活性化促進事業に係る手続・資金調達の特例等※
 - ⑦ 「小さな拠点」形成に係る手続・課税の特例※
 - ⑧ 「生涯活躍のまち」形成に係る手続の特例
 - ⑨ 農地等の転用等の許可の特例
(その他: 特定政策課題の解決に資する事業への支援措置)
- 等
府省横断的に様々な支援措置の活用が可能。

○ 地域再生法 (平成17年法律第24号)

地方公共団体が作成する地域再生計画の認定及び認定された計画に基づく支援措置を通じて、地方公共団体が行う自主的・自立的な地域の活力の再生に関する取組を支援

○ 地域再生基本方針 (平成17年4月22日閣議決定)

地域再生に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針

○ 地域再生計画

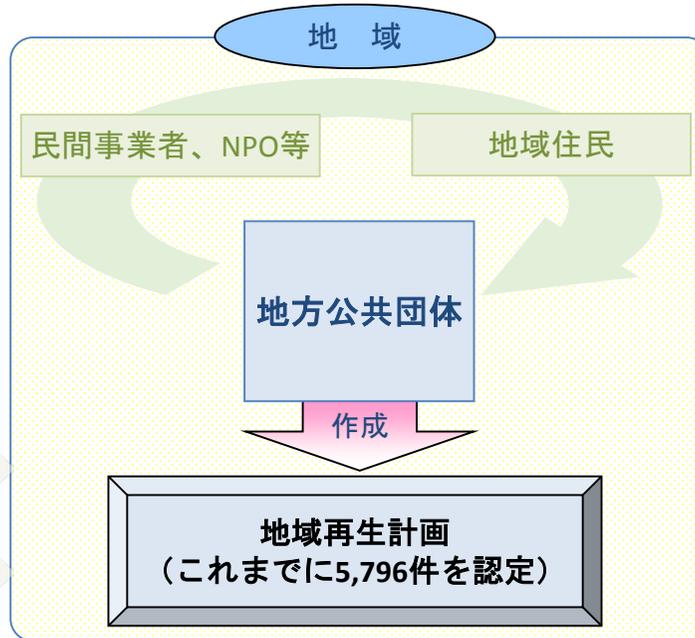
- 【認定基準】
- ・地域再生基本方針に適合
 - ・地域再生の実現に相当程度寄与
 - ・円滑かつ確実な実施の見込み

〔計画申請は年3回
申請から3月以内に認定〕



認定

支援



- 平成26年からの地方創生の流れに呼応し、4度の法改正により支援措置の拡充等を実施
- 地方創生全体の方向性を定めるまち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)と、個別の地域における地方創生の実現のための具体的な支援措置を提供する地域再生法、これら2つの法律が両輪となって地方創生を推進

地域再生法の一部を改正する法律(平成28年4月20日施行)の概要

1. 地方創生推進交付金：地方公共団体の自主的・主体的な事業で先導的なものを支援
2. 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)：地方公共団体が行う地方創生プロジェクトに対する企業の寄附について、税制優遇措置を創設
3. 「生涯活躍のまち」制度：中高年齢者が移り住み、健康でアクティブな生活を送りつつ、継続的なケアを受けられる「生涯活躍のまち」の制度化

1. 地方創生推進交付金

地方公共団体が、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた場合に、当該計画に記載された事業について、「まち・ひと・しごと創生交付金」(地方創生推進交付金)を交付することができる。

地域再生法の改正：地域再生計画の作成・交付金の交付

○ 地域再生計画の作成【第5条第4項第1号】

- ※ 複数年度(5か年度以内)にわたる計画も対象とすることにより、地方公共団体が安定的・継続的に事業に取り組めるようにする。

計画の作成主体

総合戦略を策定した地方公共団体

計画の対象事業

【第1号イ関係】地方創生事業全般(雇用の創出、移住・定住の促進、結婚・出産・子育て支援、まちづくり等)

- ・総合戦略に位置付けられた事業のうち、KPI(重要業績評価指標)の設定、PDCAの整備により効率的かつ効果的に実施される事業であって、先導的なもの
- ・ソフト事業を中心とし、それと一体となって行うハード事業も対象

〔第1号ロ関係〕道、污水处理施設、港の整備

- ・総合戦略に位置付けられた事業であって、各事業分野ごとに2種類以上の事業を総合的に行うもの
- ・継続事業については、附則に経過規定を置き、配慮

○ 交付金の交付【第13条】

当該事業に要する経費に充てるため、予算の範囲内で交付金を交付することができる。

交付対象となる“先導的”な事業について

○ “先導的”な事業(=地方創生の深化に向けた、以下のような事業をいう)

- ・官民協働、地域間連携、政策間連携等による先駆的な事業
- ・先駆的・優良事例の横展開を図る事業
- ・既存事業の隘路を発見し、打開する事業

2. 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)

地方公共団体が、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた場合に、当該計画に記載された「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に寄附を行った企業について、課税の特例措置を講ずる。

地域再生法の改正：地域再生計画の作成・課税の特例

○ 地域再生計画の作成【第5条第4項第2号】

計画の作成主体

- ・総合戦略を策定した都道府県、市区町村
(ただし、不交付団体である都道府県、三大都市圏の既成市街地等に所在する不交付団体の市区町村を除く。)

計画の対象事業

- ・総合戦略に位置付けられた事業であって、地方公共団体が企業から寄附を受けて行う事業
- ・KPI(重要業績評価指標)の設定、PDCAの整備により効率的かつ効果的に実施される事業

○ 課税の特例の適用【第13条の2】

当該事業に対して企業が寄附をしたときは、当該企業の法人住民税、法人税、法人事業税について、課税の特例の適用がある。

※ 対象となる寄附の要件(内閣府令等で規定)

- ・寄附額の下限は10万円
- ・本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外
- ・寄附の代償として経済的利益を伴わないものであること

税制優遇措置の内容(地方税法、租税特別措置法の改正)

○ 税負担軽減のインセンティブを2倍に拡大して、企業の寄附を促進

- ・寄附額の3割に相当する額を税額控除(創設)
→ 現行の損金算入による軽減効果(約3割)とあわせて、寄附額の約6割を負担軽減

(税額控除の具体的方法)

- 〔法人住民税で寄附額の2割を控除(法人住民税所得割額の20%が上限)
- 〔法人住民税の控除額が2割に達しない分を、法人税で控除
(寄附額の1割、法人税額の5%が上限)
- 〔法人事業税で寄附額の1割を控除(法人事業税額の20%が上限)

森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の創設

森林吸収源対策に係る地方財源を確保するため、次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設。

【森林環境税(仮称)】

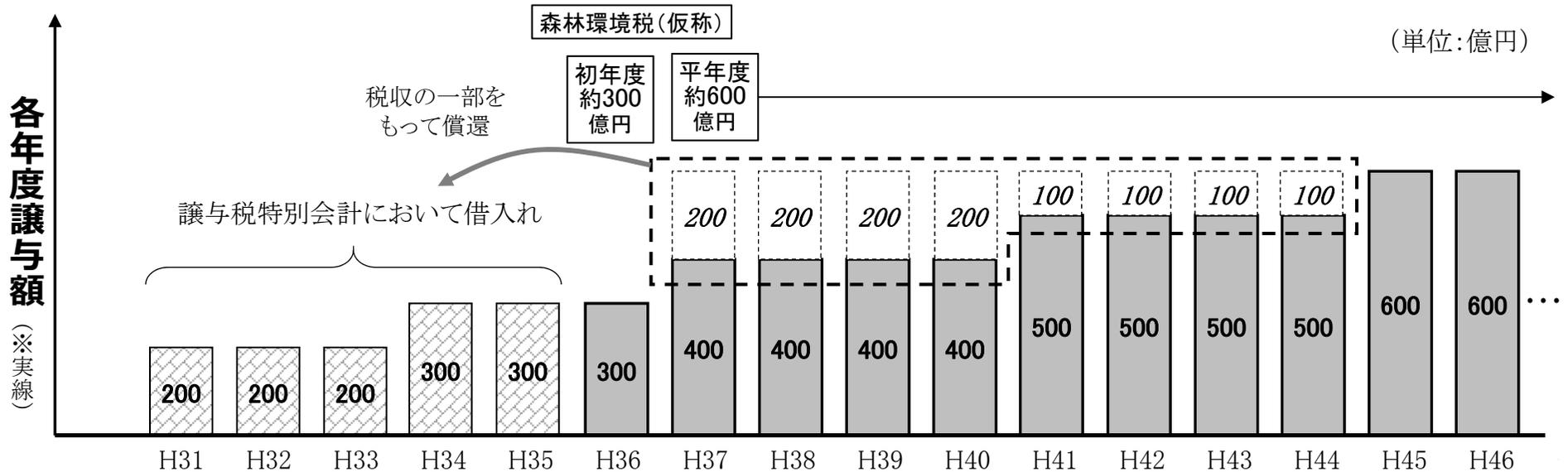
- ・ 森林環境税(仮称)は、国内に住所を有する個人に対して課する国税。
- ・ 税率は、年額1,000円とし、市町村が個人住民税と併せて賦課徴収。
- ・ 市町村は都道府県を經由して国の交付税及び譲与税配付金特別会計に払い込む。
- ・ 森林環境税(仮称)は、平成36年度から課税。

【森林環境譲与税(仮称)】

- ・ 森林環境譲与税(仮称)は、森林環境税(仮称)の収入額に相当する額とし、市町村及び都道府県に対して譲与。
(譲与基準及び経過措置は別紙参照)
- ・ 市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用並びに都道府県が行う市町村による森林整備に対する支援等に関する費用に充てなければならない。
- ・ 使途等を公表しなければならない。
- ・ 森林環境譲与税(仮称)は、平成31年度から譲与。

森林環境譲与税(仮称)の各年度の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び基準 (別紙)

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。
- 市町村が行う森林整備等を都道府県が支援・補完する役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。(制度創設当初は、市町村を支援する都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)
- 用途の対象となる費用と相関の高い客観的な指標を譲与基準として設定。



| 市町村: 都道府県の割合 | 80 : 20 | | | | | 85 : 15 | | | | 88 : 12 | | | | 90 : 10 | | |
|-----------------|---------|-----|-----|-----|-----|---------|-----|-----|-----|---------|-----|-----|-----|---------|-----|---|
| 【市町村分】 | 160 | 160 | 160 | 240 | 240 | 240 | 340 | 340 | 340 | 340 | 440 | 440 | 440 | 440 | 540 | → |
| 【都道府県分】 | 40 | 40 | 40 | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 | → |

- 市町村分
- 50% : 私有林人工林面積 (※林野率による補正)
 - 20% : 林業就業者数
 - 30% : 人口
- 都道府県分
- 市町村と同じ基準

※税収は粗い見込み値であり、計数全般について借入金利子を勘案していない。

※課税開始初年度である平成36年度は、市町村への納付・納入が行われるのが6月以降であり、都道府県を経由して国の譲与税特別会計に払い込まれるまで時間を要すること等から、平年度化後の税収(約600億円程度)の概ね半分の約300億円の譲与額となるが見込まれる。

2019年度SDGs未来都市・自治体SDGsモデル事業について

概要

中長期を見通した持続可能なまちづくりのため、地方創生に資する、地方自治体による持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に向けた取組を推進していくことが重要。

地方創生分野における日本の「SDGsモデル」の構築に向け、引き続き、自治体によるSDGsの達成に向けた優れた取組を提案する都市を「**SDGs未来都市**」として**30程度**選定。また、特に先導的な取組を「**自治体SDGsモデル事業**」として**10事業程度**選定する。

これらの取組を支援するとともに、成功事例の普及展開等を行い、地方創生の深化につなげていく。

「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」における取組

SDGs未来都市 (30)

①自治体のSDGs推進のための取組

②SDGs達成に向けた事業の実施

自治体SDGsモデル事業 (10)

上限3千万円／都市 定額補助 上限2千万円
定率補助(1/2) 上限1千万円

- ①経済・社会・環境の三側面の統合的取組による**相乗効果**の創出
- ②多様なステークホルダーとの**連携**
- ③**自律的好循環**の構築

成功事例の普及展開

選定都市の成功事例を国内外へ情報発信

- ・**イベントの開催**
- ・**幅広い世代向けの普及啓発事業**等

2030年

持続可能なまちづくり

自治体SDGs推進関係省庁タスクフォースによる省庁横断的な支援

計画策定

- 選定都市の事業計画策定への支援
- 各省庁支援施策の積極的な活用等

事業実施

- 各省庁支援施策を選定都市に集中投入
- 取組状況フォローアップの評価基準作りへの参画



2019年度資金的支援について

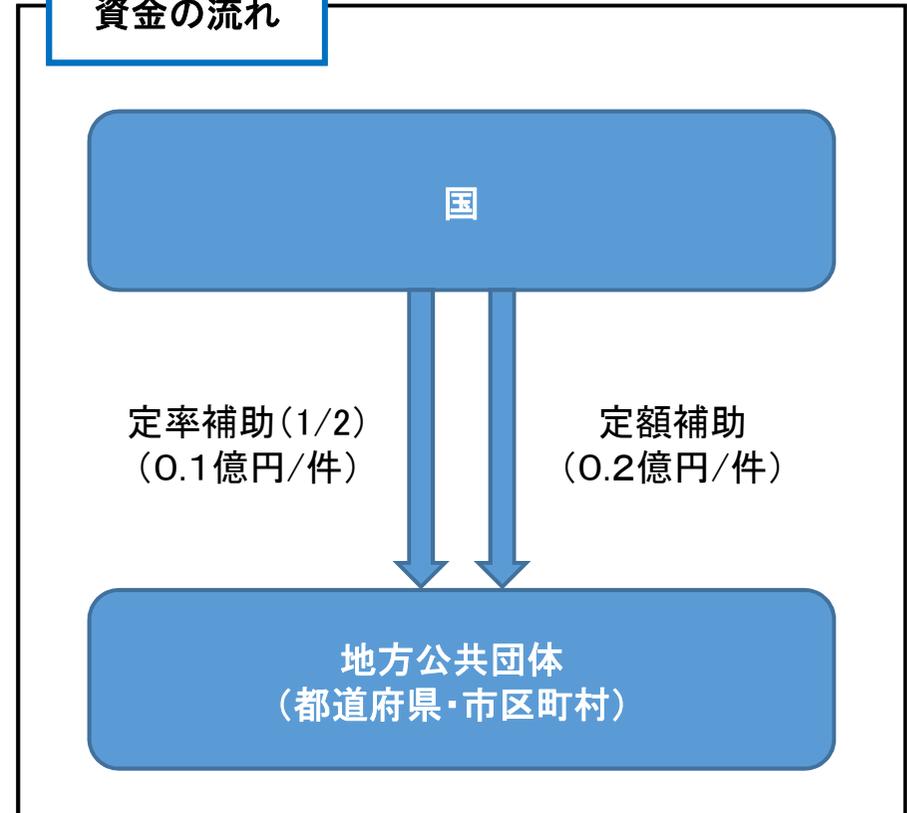
資金的支援について

- モデル事業は10件程度を選定し、1件あたりの補助額は3,000万円とする。
- 「SDGs未来都市」に選定された都道府県及び市区町村においては、地方創生推進交付金についても、申請事業数の上限の枠外(追加1事業まで)とすることを予定。

自治体SDGs推進事業費補助金

| 内訳 | 単位:万円 | 備考 |
|------------------------------|-------|---------------|
| 機械装置調達 システム開発導入 人材育成 等 | 1,000 | 定率補助 (1/2) |
| 全体マネジメント 計画策定 普及啓発 等 | 2,000 | 定額補助 |
| 小 計/件 | 3,000 | |
| 合 計(計10件) | 3億円 | |

資金の流れ

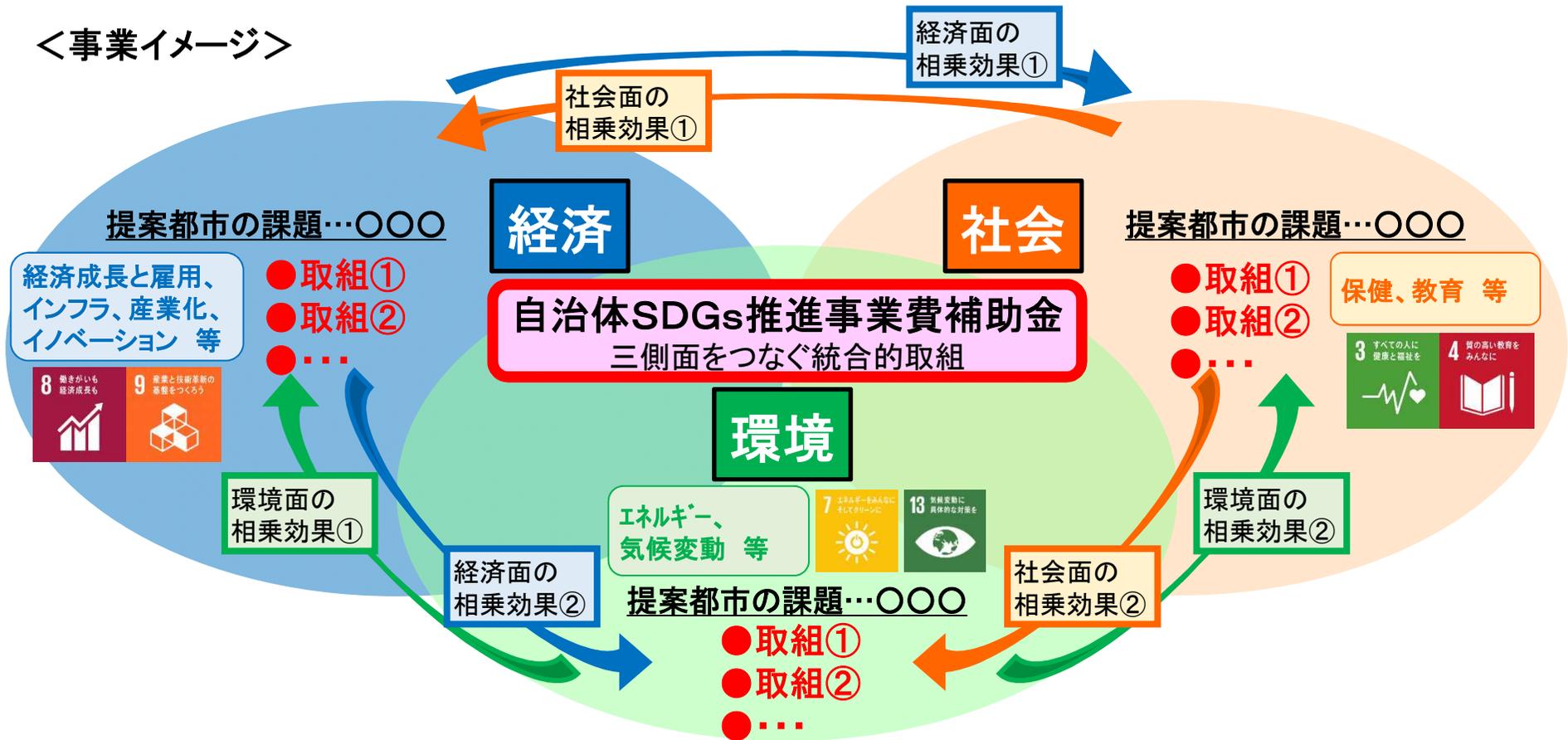


自治体SDGsモデル事業について

モデル事業とは

SDGsの理念に沿った統合的取組により、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い先導的な取組であって、多様なステークホルダーとの連携を通し、地域における自律的好循環が見込める事業を指す。

<事業イメージ>



SDGsのゴールについては、提案都市の課題に応じて選択



水源地域対策特別措置法 概要

目的

ダム等の建設によりその基礎条件が著しく変化する地域（水源地域）について、生活環境、産業基盤等を整備するなど、特別の措置を講ずることにより関係住民の生活の安定と福祉の向上を図り、もってダム等の建設を促進し、水資源の開発と国土の保全に寄与すること。

ダム建設前



（ダム事業者による補償に加え）
水源地域対策特別措置法に基づく**整備事業**を実施

ダム建設後



整備事業の例

道路事業



圃場整備



林道の整備



直売所の整備



【水源地域対策特別措置法の主な効果】

- 整備計画の事業主体が多岐にわたるなか、各事業がダム完成を目的に計画的に進捗すること。
- 水源地域自治体の負担分に対し、受益自治体等からの費用負担が可能になること。
- （水没する住宅戸数や農地面積が特に大きいダムの場合）補助事業の補助率の嵩上げがあること。 等

- ・ 土地改良*
- ・ 治山*
- ・ 治水*
- ・ 道路*
- ・ 簡易水道*
- ・ 下水道
- ・ 義務教育施設*
- ・ 診療所*
- ・ 宅地造成
- ・ 公営住宅
- ・ 林道
- ・ 造林
- ・ 農林漁業共同利用施設
- ・ 自然公園
- ・ 公民館等
- ・ スポーツ・レクリエーション施設
- ・ 保育所等
- ・ 老人福祉センター等
- ・ 地域福祉センター
- ・ 無線電話
- ・ 消防施設
- ・ 畜産汚水処理施設
- ・ し尿処理施設
- ・ ごみ処理施設

以上 24区分

* : 法第9条による国費の負担割合の嵩上げ対象

(水没する住宅戸数や水没農地面積が特に大きいダムにおける整備事業の国費の負担割合の嵩上げ)

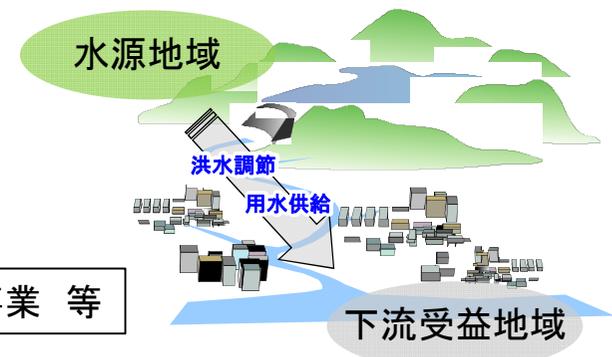
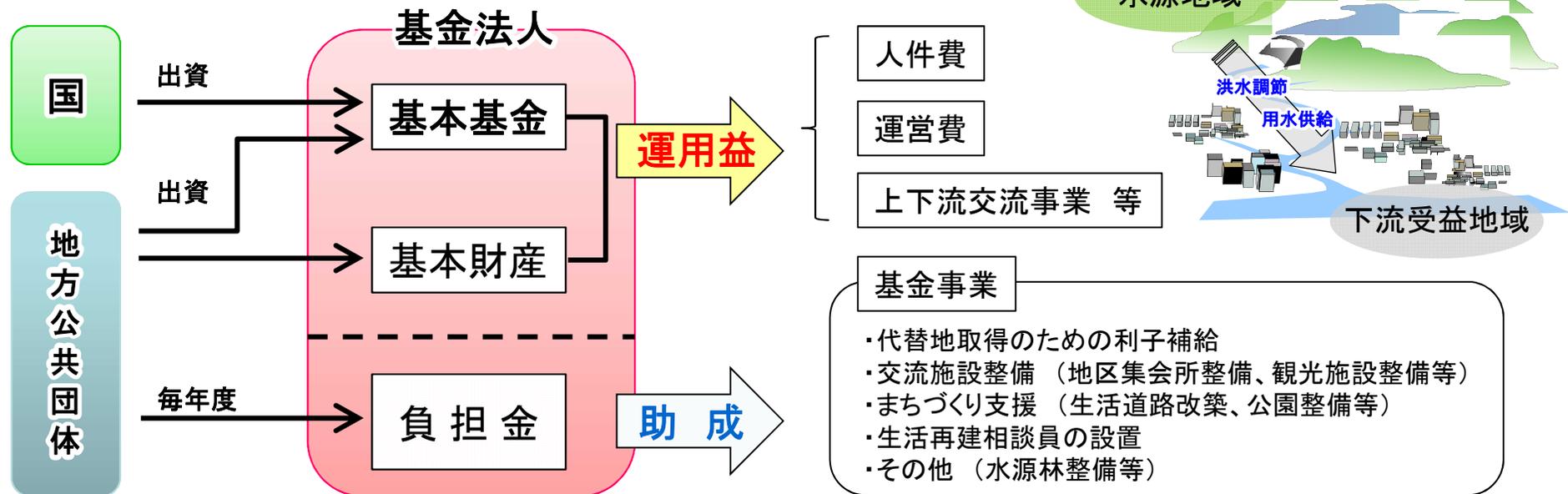
水源地対策基金（昭和51年度～）

- ダム事業者による補償及び水特法による対策を補完し、きめ細かな生活再建・地域対策を実施するため、昭和50年代以降、上下流の地方公共団体等の出捐により設立。
- このうち、水促法の指定水系または複数県域に係る基金について、果たすべき役割の重要性及び広域性に鑑み、国がその運営を支援（基本基金の1/2あるいは1/3）。

（公財）利根川・荒川水源地対策基金 *
 （公財）木曾三川水源地対策基金 *
 （公財）筑後川水源地対策基金 *

（公財）吉野川水源地対策基金 *
 （公財）豊川水源基金 *
 （公財）矢作川水源基金 **

* 水資源開発促進法の指定水系に係るもの
 ** 複数県域に係るもの



地域活性化等に関する事業事例



道の駅 ハッ場ふるさと館
 （利根川・荒川）



上下流交流事業
 （木曾三川）

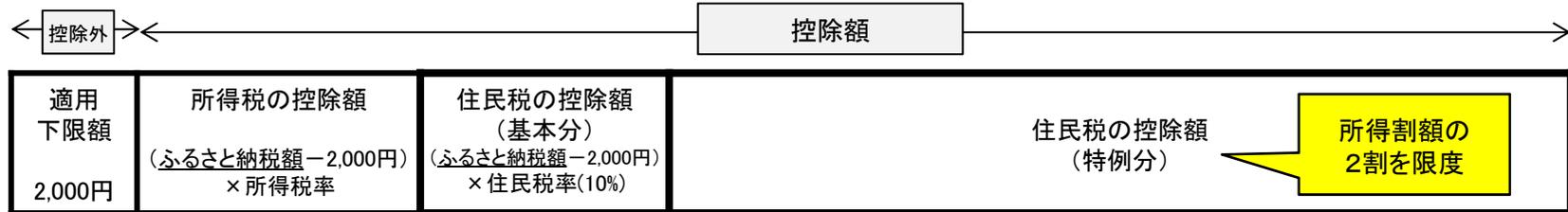


水源林対策事業
 （矢作川）

ふるさと納税制度について

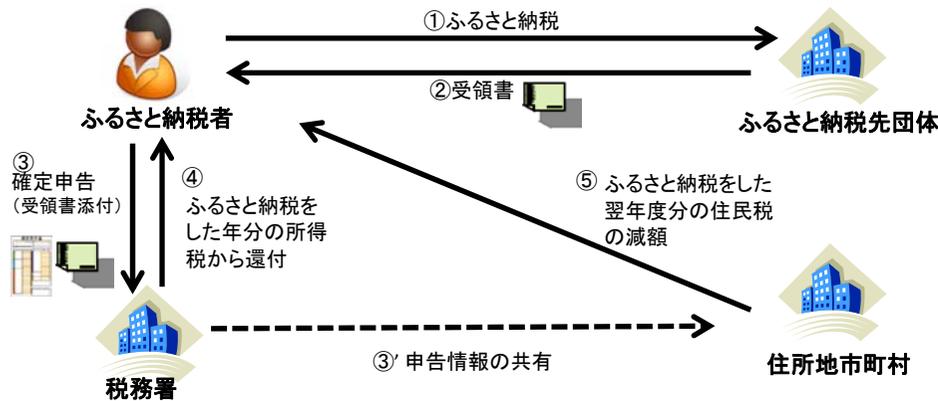
制度の概要

- 都道府県・市区町村に対してふるさと納税（寄附）をすると、ふるさと納税（寄附）額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される。
 （例：年収700万円の給与所得者（夫婦子なし）が、30,000円のふるさと納税をすると、2,000円を除く28,000円が控除される。）



- 控除を受けるためには、ふるさと納税をした翌年に、確定申告を行うことが必要（原則）。確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる手続の特例（ふるさと納税ワンストップ特例制度）を創設。
 （平成27年4月1日以後に行われるふるさと納税について適用）
- 自分の生まれ故郷や応援したい地方団体など、どの地方団体に対する寄附でも対象となる。

手続（原則）



導入以降の実績

| | 人数 | 寄附金額 | 税額控除額 |
|----------------------|-------|---------|-------|
| 平成21年度 (ふるさと納税導入) | 3万人 | 73億円 | 19億円 |
| 平成22年度 | 3万人 | 66億円 | 18億円 |
| 平成23年度 | 3万人 | 67億円 | 20億円 |
| 平成24年度 | 74万人 | 649億円 | 210億円 |
| 平成25年度 | 11万人 | 130億円 | 45億円 |
| 平成26年度 | 13万人 | 142億円 | 61億円 |
| 合計 | 108万人 | 1,126億円 | 373億円 |

※ 確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる手続の特例（ふるさと納税ワンストップ特例制度）を創設（平成27年4月1日以後に行われる寄附について適用）

ふるさと納税に係る控除額の計算について

ふるさと納税に係る控除の概要

ふるさと納税(都道府県・市区町村に対する寄附金)のうち2,000円を超える部分については、一定の上限まで、次のとおり、原則として所得税・個人住民税から全額控除される。

- ① 所得税・・・(ふるさと納税額－2,000円)を所得控除 (所得控除額×所得税率^{(0~45%^(※))})が軽減)
 - ② 個人住民税(基本分)・・・(ふるさと納税額－2,000円)×10%を税額控除
 - ③ 個人住民税(特例分)・・・(ふるさと納税額－2,000円)×(100%－10%(基本分)－所得税率^{(0~45%^(※))})
- ①、②により控除できなかった額を、③により全額控除(所得割額の2割を限度)

(※) 平成26年度から平成50年度については、復興特別所得税を加算した率となる。

【控除イメージ^(※1)】



※1 年収700万円の給与所得者(夫女子なしの場合、所得税の限界税率は20%)が、地方団体に対し30,000円のふるさと納税をした場合のもの。

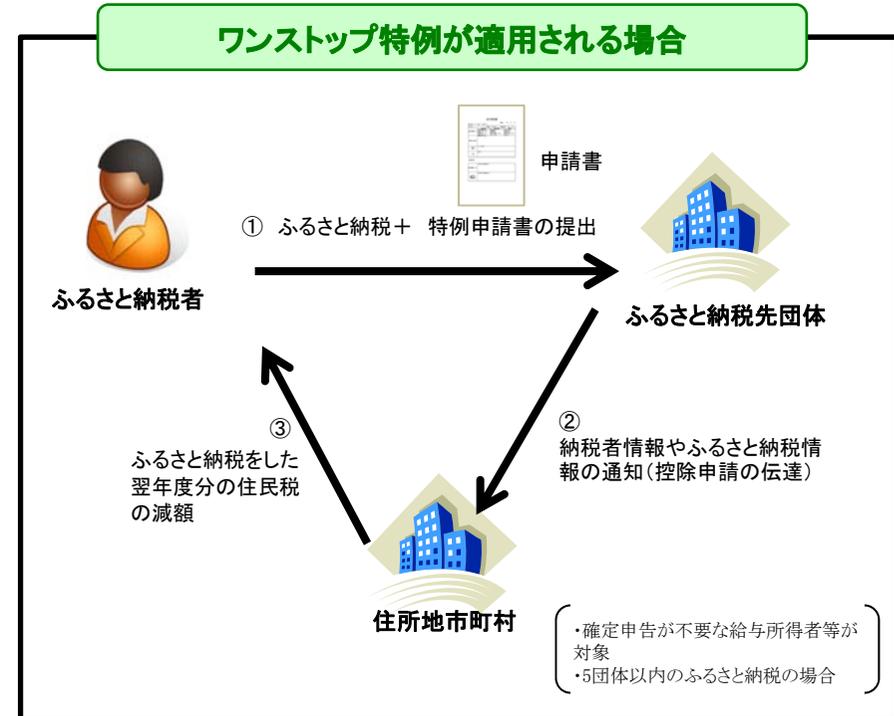
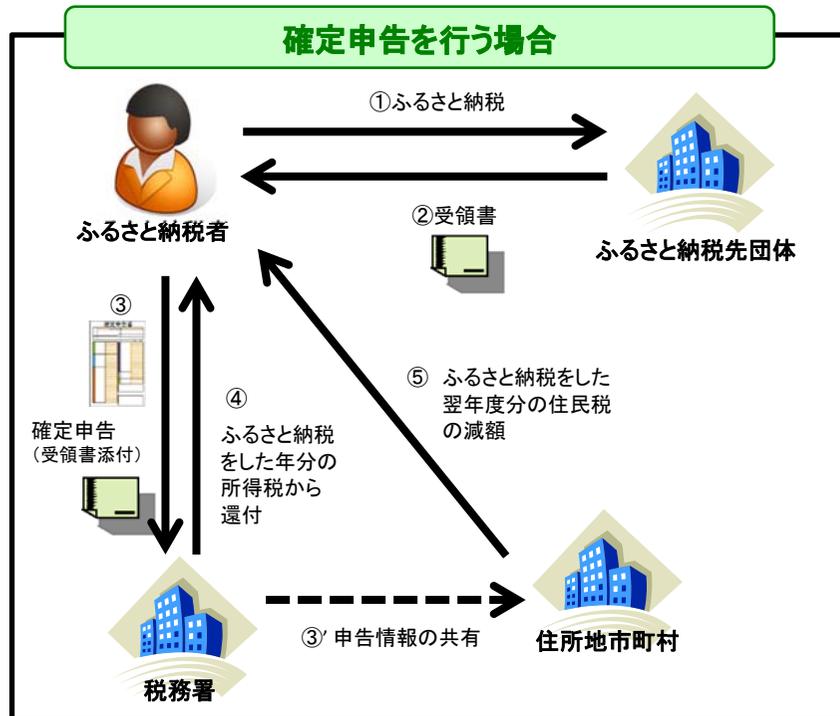
※2 所得税の限界税率であり、年収により0~45%の間で変動する。なお、平成26年度から平成50年度については、復興特別所得税を加算した率となる。

※3 対象となる寄附金額は、所得税は総所得金額等の40%が限度であり、個人住民税(基本分)は総所得金額等の30%が限度である。

ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設

○ 確定申告が不要な給与所得者等について、確定申告がふるさと納税を躊躇する原因となっている可能性があることから、ふるさと納税先団体数が少ない場合等に限り、ふるさと納税をする際にふるさと納税先団体に申請することによって、ふるさと納税に係る寄附金控除がワンストップで受けられる特例的な仕組みを創設する(平成27年4月1日以後に行われる寄附について適用)。

- ・ 確定申告を行った場合と同額が控除される。(本特例が適用される場合は、所得税控除分相当額を含め翌年度の住民税から控除される。)
- ・ マイナンバー、マイ・ポータルを活用した簡素化までの間の特例的な仕組みとして導入。
- ・ 地方団体の事務負担等を考慮し、5団体超へのふるさと納税を行う場合や、確定申告を行う場合は、確定申告により控除を受けることが必要。



地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の概要

志のある企業が地方創生を応援する税制（平成28年度から平成31年度までの特例措置）

⇒地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について**税額控除**の優遇措置

制度のポイント

○企業が寄附しやすいように

- ・ 税負担軽減のインセンティブを2倍に
- ・ 寄附額の下限は10万円と低めに設定

○寄附企業への**経済的な見返りは禁止**

○寄附額は**事業費の範囲内**とすることが必要

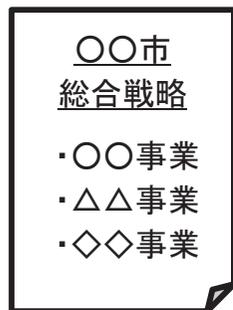
地方公共団体が設置した**基金の積立**てに寄附金を充てることにより、**複数年度間で事業費と寄附額の調整が可能** 【平成31年度～】

例) 100万円寄附すると、法人関係税において**約60万円**の税が軽減

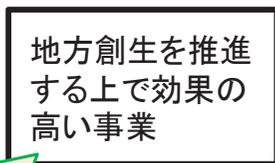


制度活用の流れ

①地方公共団体が
地方版総合戦略を策定



②地方公共団体^{※1}が
地域再生計画を作成



地方創生関係交付金との併用可能
【平成31年度～】

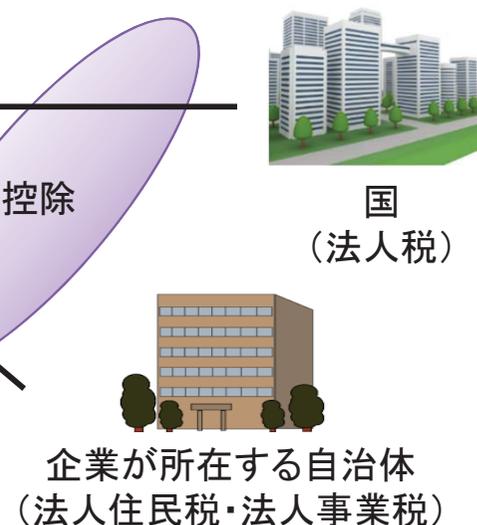
③計画の認定



④寄附^{※2}



⑤税額控除



※1 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外。
 ※2 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。

認定実績（平成30年度第3回認定後） 613事業 総事業費1,306億円 40道府県360市町村
 年3回（30年度は、7月、11月、3月）認定

地域おこし協力隊について

地域おこし協力隊とは

- **制度概要**：都市地域から過疎地域等の**条件不利地域に住民票を移動**し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「**地域協力活動**」を行いながら、**その地域への定住・定着を図る**取組。
- **実施主体**：地方公共団体
- **活動期間**：**概ね1年以上3年以下**
- **地方財政措置**：
 - ◎ 地域おこし協力隊取組自治体に対し、概ね次に掲げる経費について、**特別交付税措置**
 - ① 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：隊員1人あたり400万円上限
(報償費等200万円〔※〕、その他の経費(活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、定住に向けた研修等の経費など)200万円)
※ 平成27年度から、隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で最大250万円まで支給可能とするよう弾力化することとしている(隊員1人あたり400万円の上限は変更しない。)
 - ② 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費：最終年次又は任期終了翌年の起業する者又は事業を引き継ぐ者1人あたり100万円上限
 - ③-1 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：1団体あたり200万円上限
 - ③-2 「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：1団体あたり100万円上限
 - ◎ 都道府県が実施する地域おこし協力隊等を対象とする研修等に要する経費について、普通交付税措置(平成28年度から)



地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～

地域おこし協力隊

- 自身の才能・能力を活かした活動
- 理想とする暮らしや生き甲斐発見

地域

- 斬新な視点(ヨソモノ・ワカモノ)
- 協力隊員の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与える

地方公共団体

- 行政ではできなかった柔軟な地域おこし策
- 住民が増えることによる地域の活性化

隊員数、取組団体数の推移

| 年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|-----|------|------|-------|-------|-------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 隊員数 | 89人 | 257人 | 413人 | 617人 | 978人 | 1,629人 (1,511人) | 2,799人 (2,625人) | 4,090人 (3,978人) | 4,976人 (4,830人) | 5,530人 (5,359人) |
| 団体数 | 31団体 | 90団体 | 147団体 | 207団体 | 318団体 | 444団体 | 673団体 | 886団体 | 997団体 | 1,061団体 |

※総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づく隊員数

※平成26年度以降の隊員数は、名称を統一した「田舎で働き隊(農林水産省)」の隊員数(26年度：118人、27年度：174人、28年度：112人、29年度：146人、30年度：171人)と合わせたもの。カッコ内は、特別交付税算定ベース。

隊員の約4割は
女性

隊員の約7割が
20歳代と30歳代

任期終了後、約6割が
同じ地域に定住
※H29.3末調査時点

平成31年度地方創生アドバイザー事業実施要綱

第1 趣 旨

一般財団法人地域活性化センター（以下「センター」という。）は、地域社会の活性化を図ることを目的として、この要綱の定めるところにより、地方創生に向けて適切な助言を行う各分野の専門家（以下、「アドバイザー」という。）を招聘し、自主的、主体的、継続的に地域づくり活動に取り組む事業に対する支援を行う。

なお、この支援事業は、市町村振興宝くじ（サマージャンボ宝くじ）の収益金の交付を受けて行うものである。

第2 助成対象団体

助成対象団体は、次の各団体とする。

- (1) 市町村（特別区を含む。以下同じ。)
- (2) 広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会

第3 助成対象事業

- 1 助成対象事業は、助成対象団体が地域の活性化を推進するために実施する事業で、テーマに具体性のあるものとする。
- 2 助成対象事業は、平成31年4月1日から平成32年2月末日までに実施する事業とする。

第4 助成対象経費

助成対象経費は、助成対象団体がアドバイザーを招聘するために要する謝金、交通費及び宿泊費とする。

第5 助成金

- 1 助成金の額は、1件につき20万円を上限とする。
- 2 助成金の額は、助成対象経費の100%以下とする。
- 3 助成金の額に1,000円未満の端数があるときには、助成金の額は、当該端数の金額を切り捨てた額とする。

第6 助成の申請手続

- 1 この要綱による助成を受けようとする市町村の長、広域連合の長、一部事務組合の長又は地方自治法の規定に基づき設置された協議会の長（以下「助成対象団体の長」という。）は、都道府県知事を経由して、一般財団法人地域活性化センター理事長（以下「理事長」という。）に、平成31年2月15日までに助成申請書（様式第1号）を提出するものとする。
- 2 前項の申請件数は一助成対象団体につき一件とする。
- 3 第1項の場合において、都道府県知事は助成対象団体からの申請書を取りまとめて、理事長に送付するものとする。

第7 助成の決定等

- 1 理事長は提出された助成申請書の内容を審査し、助成する事業及び助成金の額を決定するものとする。
- 2 前項により助成を決定した場合、理事長はその結果を、都道府県知事を経由して助

成対象団体の長に通知するものとする。

- 3 前項の通知を受けた助成対象団体の長は、事業に着手する前に、事業進行表（様式第2号）により、センターに報告するものとする。

第8 事業内容の変更等

助成対象団体の長は、助成対象事業について、その内容を変更する必要がある場合又はやむを得ない事情により中止する場合には、変更・中止承認申請書（様式第3号）により、その理由と内容を、都道府県知事を経由して理事長に提出し、事前にその承認を受けるものとする。

第9 実績報告

助成対象団体の長は、助成対象事業の完了日から起算して1月を経過した日又は平成32年2月末日のいずれか早い日までに、都道府県知事を経由して理事長に実績報告書（様式第4号）を提出するものとする。

第10 助成金の交付

理事長は、実績報告書を受領した後、交付すべき助成金の額を確定し、その旨都道府県知事を経由して助成対象団体の長に通知するとともに、助成対象団体の長に助成金を交付するものとする。

第11 その他

- 1 センターは、アドバイザーに関する情報提供を行う。
- 2 この要綱に定めるもののほか、事業の運営及びその他事業に関して必要な事項はセンターが別途定める。

これまでの経緯

- 平成28年3月30日、明日の日本を支える観光ビジョン構想会議（議長：内閣総理大臣）において、「明日の日本を支える観光ビジョン」を決定。
2020年訪日外国人旅行者数4,000万人、旅行消費額8兆円等の新たな目標を設定。
- 「観光ビジョン実現プログラム」は、新たな観光ビジョン等を踏まえ、政府の今後1年を目途とした行動計画として、毎年、観光立国推進閣僚会議（主宰：内閣総理大臣）において決定。

概 要

- 平成29年9月から平成30年6月にかけて、観光戦略実行推進タスクフォース（内閣官房長官、国土交通大臣、関係閣僚等出席）を計8回開催。タスクフォースにおける有識者の意見等を踏まえ、政府の今後1年を目途とした取組を「観光ビジョン実現プログラム2018」として策定。
- 第9回観光立国推進閣僚会議（平成30年6月12日持ち回り開催）において決定。

「観光ビジョン実現プログラム2018」の主要施策①

・観光先進国実現のための新たな3つの柱（観光戦略実行推進タスクフォースとりまとめ）

①観光資源の保存と活用のレベルアップ ★ ②世界水準の旅行サービスの実現 ★ ③JNTO・DMOの大胆な改革 ★

<魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放> ★

- 赤坂・京都迎賓館の更なる魅力向上に向けた企画及び参観料見直しを検討するほか、赤坂迎賓館前公園のカフェ等の建設を進める。
- 三の丸尚蔵館収蔵品について、他の美術館等と連携しつつ公開拡充を図るとともに、三の丸尚蔵館の増築等を順次実施する。
- 桂離宮について、1日当たりのガイドツアーを拡充するとともに、外国人専用の英語ガイドツアーを新たに実施する。
- 民間活用、地域連携、料金徴収により高質なサービスを提供し、満足度向上を図る取組をポテンシャルの高い公的施設・インフラで重点的に推進するなど、公開・開放の拡充を図る。



<文化財の観光資源としての開花> ★

- 文化財の多言語解説の充実やVR等最新技術による日本文化の魅力発信、当時の状況を体感できるLiving Historyに係る先行的な取組の収集・横展開の推進、学芸員等による日本文化の発信の推進、文化財保護制度の見直し等を行う。
- 「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」や「文化経済戦略」を踏まえつつ、文化財を中核とする観光拠点を200拠点程度整備する。



<景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上>

- 2020年を目途に全国の主要な観光地での景観計画策定の推進等景観まちづくりを進めるほか、計画的な無電柱化を推進する。

<地方の商店街等における観光需要の獲得・伝統工芸品等の消費拡大>

- 地方における免税店の拡大、免税手続電子化に向けたシステム開発、外国人受入可能な伝統的工芸品産地の拡大等を推進する。

<国立公園の「ナショナルパーク」としてのブランド化> ★

- 「国立公園満喫プロジェクト」の中間評価を行い、2020年までのプロジェクト全体のアクションプランを策定するとともに、先行8公園ごとに策定した「ステップアッププログラム2020」の改訂を行い、多言語解説や自然体験型コンテンツの充実、上質な宿泊施設の誘致や利用拠点の面的な景観再生、利用者負担による保全の仕組みづくり等の取組を推進するほか、8公園の事例や知見を横展開する。



<新たな観光資源の開拓> ★

- ナイトタイム等の活用、観戦型スポーツ等のインバウンド対応、ビーチの観光資源としての活用促進等により、新たな体験型コンテンツを観光資源として掘り起こすとともに、公共空間の柔軟な活用、チケット購入の容易化等によるエンターテインメント鑑賞機会の拡大、VR・AR等の最新技術の活用等を進める。



<古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進> ★

- 旅館業規制の緩和や建築規制の合理化等を通じ、地域の古民家等を観光まちづくりの核として面的に再生・活用する取組を推進し、2020年までに全国200地域で取組を展開することを目指す。

<滞在型農山漁村の確立・形成>

- 農泊に取り組む体制の構築等により、持続可能なビジネスとして「農泊」に取り組む地域を2020年までに500地域創出する。

「観光ビジョン実現プログラム2018」の主要施策②

・観光先進国実現のための新たな3つの柱（観光戦略実行推進タスクフォースとりまとめ）

①観光資源の保存と活用のレベルアップ ★ ②世界水準の旅行サービスの実現 ★ ③JNTO・DMOの大胆な改革 ★

＜最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現＞ ★

- 顔認証技術を活用した自動化ゲート（顔認証ゲート）や審査待ち時間を活用して指紋等の個人識別情報を前倒しで取得するバイオカードの導入空港の拡大、入国旅客の携帯品申告情報及び旅券情報の電子的提出を可能とする税関検査場電子申告ゲートや高性能X線検査装置の施設整備等をはじめ、CIQにおいて必要な物的・人的体制の計画的な整備を進めるほか、最先端技術・システムの導入等により、チェックイン、保安検査等、旅客手続や動線全体を円滑化・効率化し、空港・港湾におけるFAST TRAVEL・SMOOTH VOYAGEを実現する。



＜通信環境の飛躍的向上と誰もが一人歩きできる環境の実現＞

- 防災拠点等におけるWi-Fi環境の整備について、2019年度までに約3万箇所の整備を推進するほか、2020年までに新幹線トンネルの全区間において携帯電話を利用できるようにするため、新幹線トンネルの電波遮へい区間対策の強化等を図る。
- 「VoiceTra」等の多言語音声翻訳システムについて、翻訳技術の精度向上、交通施設や観光案内所等を対象とした全国規模での実証実験等、関係省庁が連携して更なる普及に取り組む。
- 2018年度中にJNTO認定の外国人観光案内所数を1,200箇所程度とすることを目指し、VR等による高度な案内サービス提供を促進するほか、観光地周辺の公衆トイレの洋式化等を促進する。
- ムスリム旅行者に不可欠な食や礼拝等の受入環境の整備等を促進するとともに、ムスリムに対する情報発信を強化する。
- 混雑情報の見える化により広域的に混雑緩和を図る取組等を推進するなど、持続可能な観光地域づくりに向けた対策を強化する。

＜「地方創生回廊」の完備＞ ★

- 「ジャパン・レールパス」の利便性向上、共通乗車船券の造成、関東地方における訪日外国人旅行者向けICカードの導入等を促進する。
- 訪日外国人旅行者のレンタカー利用に対応するため、「道の駅」のインバウンド対応の促進、高速道路周遊パスの充実、高速道路ナンバリングの整備や道路案内標識の改善、交通需要調整のための料金施策の検討等の取組を推進するほか、ドイツ、フランス等の訪日外国人がレンタカーを運転する際に必要となる日本語の翻訳文の入手に関し、利便性の向上を図る。

＜公共交通利用環境の革新＞ ★

- 旅行者目線で利用環境を刷新し、世界水準の交通サービスを実現するため、Wi-Fi環境の整備促進により、2018年度中に全ての新幹線で無料Wi-Fiサービスを開始するほか、決済環境の整備、多言語対応の促進、トイレの洋式化、大型荷物置き場の設置、バリアフリー化、乗換利便性の向上等の取組を推進するとともに、スマートフォン等による運行情報等の提供の充実を図る。
- 2018年度中に全ての新幹線・全国の在来線特急の海外インターネット予約を可能とし、将来的な予約ページの共通化や外部事業者による観光列車運行の仕組みの検討を行う。



＜クルーズ船受入の更なる拡充＞

- クルーズ船「お断りゼロ」の実現に向け、係船柱等の整備やクルーズターミナル等におけるインバウンド対応や受入環境整備を進めるとともに、クルーズ客の消費拡大や満足度向上に向けた取組を推進する。
- 旅客施設等への投資を行うクルーズ船社に岸壁の優先利用等を認める仕組みを活用し、官民連携による国際クルーズ拠点の形成を促進する。

「観光ビジョン実現プログラム2018」の主要施策③

・観光先進国実現のための新たな3つの柱（観光戦略実行推進タスクフォースとりまとめ）

①観光資源の保存と活用のレベルアップ ★ ②世界水準の旅行サービスの実現 ★ ③JNTO・DMOの大胆な改革 ★

<地方空港のゲートウェイ機能強化とLCC就航促進> ★

- ・ 北海道の複数空港の一体運営（コンセッション等）を推進する。
- ・ 「訪日誘客支援空港」等の地方空港に対し、関係省庁と連携し、着陸料の割引や補助、ボーディングブリッジの整備等を支援し、国際線の新規就航・増便や旅客受入環境高度化を推進する。
- ・ 首都圏空港（羽田空港、成田空港）の発着容量を、世界最高水準の年間約100万回に拡大する。
- ・ 日本文化や自然環境のPR等、空港におけるおもてなし環境・賑わいの創出に係る取組を推進する。

<世界水準のDMOの形成・育成> ★

- ・ DMOの運営に多様な主体が関与する仕組みの構築やDMO間の適切な役割分担に基づく広域的な連携の促進、外国人目線による多言語表記の見直し等を支援するとともに、JNTOによるDMOへのコンサルティングを強化する。

<観光関係の規制・制度の総合的な見直し>

- ・ 宿泊産業の革新を図るため、コンサルタントによる経営診断や、ICT活用、宿泊施設間の連携等による生産性の向上等に取り組む。

<民泊サービスへの対応>

- ・ 住宅宿泊事業法の適切な運用や旅館業規制の見直しにより、健全な民泊サービスの普及を図る。

<産業界ニーズを踏まえた観光経営人材の育成・強化>

- ・ 観光産業の人材育成・強化に向け、専門職大学制度の活用や、外国人材の活用に向けた環境整備等に取り組む。

<多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供>

- ・ 旅館等の情報を外国人目線で海外に発信することで集客力及び認知度向上を図るとともに、宿泊施設のバリアフリー化等を推進する。

<訪日プロモーションの戦略的高度化及び多様な魅力の対外発信強化> ★

- ・ JNTOの更なる改革や体制強化を進め、欧米豪を対象としたグローバルキャンペーンや富裕層対策の強化、デジタルマーケティングを活用したプロモーションの高度化、JNTOウェブサイト等の充実、国別戦略に基づく対外発信等を推進する。



<MICE誘致の促進>

- ・ 2018年度中に官民連携のMICE国際競争力強化策を策定する。

<ビザの戦略的緩和>

- ・ 中国、インド、ロシア等に対する一層のビザ緩和の実現に向けた作業を進める。

<若者のアウトバウンド活性化>

- ・ 若者等のアウトバウンドの活性化を図るため、教育旅行の促進、地方空港のLCC等の国際線の就航促進、出入国審査の迅速化等を推進するとともに、旅行安全情報等に関する情報プラットフォームを構築する。

<次世代の観光立国実現のための財源の活用>

- ・ 「国際観光旅客税の用途に関する基本方針等について」に基づき、新たに創設される国際観光旅客税の税収を活用し、観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図る。

<休暇改革>

- ・ 大人と子供が向き合う時間を確保するため、地域の実情に応じ、教育現場に混乱が生じないよう、「キッズウィーク」を設定し、多様な活動機会の確保等を官民一体で推進する。